

## 琴平町合併処理浄化槽設置整備事業補助制度について

今まで処理されないで、流されていた雑排水（台所・風呂・洗面・掃除などの生活排水）を、し尿と併せて処理する家庭用合併処理浄化槽を設置される方に補助金を交付する制度です。快適な生活を送ることができ、使った水をきれいにして自然に返すもので美しく豊かな自然を守ることができます。

これは国の補助制度に基づくもので、設置する浄化槽の処理能力や型式などが決められ、補助の対象となる地域や居住、設置数などに制限があります。

※店舗や賃貸を目的とする居住への設置は対象外です。

### ○補助事業の対象となる住宅における浄化槽の人槽算定

住宅の延べ面積	人槽区分	補助限度額
延べ面積 $\leq$ 140 (㎡)	5人槽	332千円
140 (㎡) < 延べ面積	7人槽	414千円
2世帯住宅	10人槽	548千円

※ 香川県では、地域の実情（平均延べ面積や世帯人員）を考慮し、住宅の延べ面積が140㎡以下であれば5人槽としています。

問い合わせ先

琴平町役場 住民サービス課 電話（0877）75-6707